

令和 7 年度高松市シティプロモーション
人的ネットワーク運営支援業務委託
提案公募要領

令和 7 年 5 月

高松市政策局広聴広報・シティプロモーション課

1 提案公募の目的

本市では、まち全体の価値や魅力を高め、市内外の幅広い世代から、「選ばれるまち」になるため、シティプロモーションを推進しています。

今年度は、令和7年2月に策定した「高松市シティプロモーション推進ビジョン」に基づき、シティプロモーションの取組を更に加速し、本市の認知度の向上と市民の本市に対する誇りと愛着（シビックプライド）の醸成につなげていきたいと考えています。

シティプロモーションの取組は、行政だけではなく、様々な分野の熱意のある市民にも参画していただきながら、官民一体となって、本市の魅力を発信していくことが重要です。

そのため、シティプロモーションを推進するための人的ネットワークづくりを目的とした業務を実施するに当たり、その業務を委託するため、本提案公募要領において、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断するための必要事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度高松市シティプロモーション人的ネットワーク運営支援業務

(2) 業務内容

別添「令和7年度高松市シティプロモーション人的ネットワーク運営支援業務委託提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 事業規模額

3,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

なお、この金額は見積時の予定価格を示すものではありません。

3 参加資格

本提案公募の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出の時点において、

国、都道府県、及び市区町村税の滞納がないこと。

- (4) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和5～7年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登載されている市内企業又は準市内企業であること。

※市内企業・準市内企業・市外企業の定義

令和5年～7年 高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格審査申請要領より、一部抜粋。

市内企業	法人にあつては主たる事務所の所在地が高松市内である法人で、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき、高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあつては住民票の住所が引き続き1年以上高松市内である者で、高松市内に事務所を有するものをいう。
準市内企業	法人にあつては主たる事務所の所在地が高松市外である法人で、従たる事務所の所在地が高松市内で、契約の締結等の権限を当該事務所に委任し、かつ、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき、高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあつては市内企業に該当しない者であつて、高松市内に事務所を有するものをいう。
市外企業	市内企業、準市内企業のいずれにも該当しない者をいう。

4 委託業者選定までのスケジュール（一部、予定を含む。）

- (1) 提案公募関連資料の配布期間
令和7年6月5日（木）から6月16日（月）まで
- (2) 参加表明書等の提出期限
令和7年6月16日（月）午後5時まで
- (3) 提案公募に関する質問期限
令和7年6月20日（金）正午まで
- (4) 企画提案書等の提出期限
令和7年6月24日（火）午後5時まで
- (5) 企画提案書等のヒアリング
令和7年7月上旬（詳細は、別途通知します。）
- (6) 選考結果の通知
令和7年7月中旬

5 提案公募関係資料の配布

(1) 配布資料

- ① 提案公募要領
- ② 仕様書
- ③ 申請関係様式
 - a 参加表明書（様式第1号）
 - b 会社概要書（様式第2号）
 - c 業務実施体制及び実績調書（様式第3号）
 - d 業務責任者予定者経歴書（様式第4号）
 - e 辞退届（様式第5号）
 - f 質問及び回答書（様式第6号）
 - g 企画提案書（鑑）（様式第7号）
 - h 見積書（様式第8号）

(2) 配布期間

令和7年6月5日（木）から6月16日（月）まで

(3) 配布方法

本市ホームページ上からダウンロードしてください。

掲載URL

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sections/proposal/r7/kohyo/jinteki_nw2.html

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本提案公募要領に基づく提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書及びその添付書類を提出してください。

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）
- ③ 業務実施体制及び実績調書（様式第3号）
- ④ 業務責任者予定者経歴書（様式第4号）

(2) 提出部数

(1)の①～④を各1部

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達記録の残る方法に限る。）により、「6(5) 提出場所」に提出してください。

(4) 提出期限

令和7年6月16日（月）午後5時までとします。

※受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）とします。

※郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。

なお、提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合又は参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することはできません。

(5) 提出場所

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市政策局広聴広報・シティプロモーション課（担当：谷岡、徳田）

(6) 企画提案者の選定

企画提案の参加資格の有無については、令和7年6月18日（水）頃に電子メールを送付し、後日、普通郵便で通知します。

(7) 参加表明後の辞退

参加表明書等の提出後に、参加を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を提出してください。

7 提案公募に関する質問

(1) 質問受付期間及び方法

本提案公募要領に基づく企画提案に関する質問がある場合は、令和7年6月20日（金）正午までに、質問及び回答書（様式第6号）に質問事項等を記載の上、電子メール（pr_c@city.takamatsu.lg.jp）により送信してください。

(2) 質問内容

質問の内容は、本提案公募要領の記載内容、仕様書の記載内容及び参加表明書など各種様式の記載方法等に関するものに限ります。

(3) 質問に対する回答

回答はその都度、質問者に対し電子メールで行うとともに、質問と回答の内容に関しては、本市ホームページに、企画提案書等の提出期限までの間、掲示します。

なお、質問に対する回答への問合せ及び異議の申立ては一切受け付けません。次に掲げる内

容の質問に対しては回答自体を行いません。

- ① 質問者の明らかな誤読
- ② 質問者の個人的な意見
- ③ 質問者が提案しようとする内容の是非を問うもの
- ④ 質問者自らが判断又は調査すべきもの
- ⑤ 本提案公募に関係のないもの

8 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

企画書の提出者として選定された者は、次に掲げる書類を、令和7年6月24日(火)午後5時までに、「6(5) 提出場所」に持参又は郵送(配達記録の記録が残る方法に限る。)してください。

※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間(日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで)とします。

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。

① 企画提案書(鑑)(様式第7号)

a 提案内容

仕様書に示す業務内容を満たした上で、「10(1)審査基準」の審査項目に留意し、企画性、専門性のある企画提案を示してください。

b 書式等

- ・用紙サイズ：A4判、縦、横書き(一部、A3判片袖折りも可)
- ・文字サイズ：原則11ポイント以上(フォントは任意)
- ・刷色：不問

c 部数

5部(正本1部、副本4部)

d 留意事項

- ・全体で20ページ以内(表紙、目次は含めない。)に収めてください。
- ・記述はできるだけ平易な表現(図表等を含む。)としてください。
- ・「a 提案内容」に記載の項目全てについて記載してください。
- ・記号・略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述してください。
審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、審査の結果に影響を及ぼす可能性があります。
- ・提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切認めません。

② 見積書（様式第8号）

a 書式及び内容

書式は、見積書（様式第8号）により提出してください。また、内訳書（様式は任意）を添付し、具体的な項目、仕様、数量、金額等がわかるようにしてください。

b 部数

1部

c 留意事項

- ・見積年月日、件名及び見積金額等を正確に記入してください。
- ・金額の訂正は認めません。

9 ヒアリングの実施

企画提案者に対し、提案書記載内容について、次のとおり、ヒアリングを実施します。

なお、ヒアリングについては、応募状況等により、対面又はオンラインにより実施します。

（1）実施時期

令和7年7月上旬（別途通知）

日程、実施方法、会場等の詳細については、別途、企画提案書提出者に通知します。

（2）所要時間

1事業者当たり30分（企画提案者による提案要旨説明約15分、質疑応答約15分）

（3）説明者

配置予定の業務責任者（3名まで）

10 事業者の選定

（1）審査基準

「令和7年度高松市シティプロモーション人的ネットワーク運営支援業務委託提案公募選定基準」に基づき、提出された企画提案内容について、審査、採点を行い、評価点が満点の6割以上、かつ、最も高い企画提案書を提案評価第1位に選定します。

なお、審査は非公開とします。

（2）結果の通知

選定終了後、企画提案書の選定結果については、文書により各企画提案者に通知するものとし、選定結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けません。

なお、提案評価第1位に選定された事業者であっても、契約手続きが完了するまでは、本市との契約関係は生じません。

(3) 結果の公開

提案評価第1位に選定された事業者は、高松市政策局広聴広報・シティプロモーション課ホームページに、事業者名を公開します。

(4) 次点繰上げ

提案評価第1位に選定された事業者との契約締結に関する交渉が合意に至らなかったとき、又は契約締結までの間に「3 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、又は事故等の特別な事由により契約締結が不可能となったときは、提案評価第2位に選定された事業者から順に繰り上げて選定の相手方とし、契約締結に関する交渉を行います。

(5) 参加者が1者のみの場合

参加者が1事業者のみの場合でも、選定審査における評価点が満点の6割以上を獲得した場合には、当該事業者を選定します。

1 1 契約

(1) 契約内容

企画提案公募時の仕様書の内容を逸脱しない範囲で、提案が選定された者と協議を行い、最終的な業務内容を整理した仕様書に変更した上で、契約を締結します。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

要します。

ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(4) 委託料の支払条件

完了払いとし、本業務の完了検査後、正当な請求に基づき支払います。

1 2 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがあります。

1 3 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提

供その他の行為をいう。)からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。

※契約監理課ホームページ

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html

1 4 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。

1 5 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中に
おいて、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公
益通報制度により通報することができます。(同制度における通報方法：電子メール又は書面を高
松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。))

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプ
ライアンス推進課内高松市公正職務審査会)。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関す
る条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約監理課
ホームページに掲載しています。

[https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/ko
hyo.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/ko
hyo.html)

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務
に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しています。

[https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi
/index.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi
/index.html)

1 6 決定の取消し等

- (1) 事業委託の取消し又は変更

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業委託を取り消し、又は変更することができ
ます。

- ① 受託者が事業委託の内容に違反したとき。
- ② 受託者が「3 参加資格」の要件を満たさなくなったとき。

- (2) 損害賠償

① 受託者は、その責めに帰する理由により、事業委託物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこととします。

ただし、事業委託物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

② ①に掲げる場合のほか、受託者は、市が定める条件を履行しないため、損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払うこととします。

③ 受託者は、事業場所の使用に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任においてその損害を賠償することとします。

(3) 事業委託の取消しによる損失の取扱い

上記第 16(1)の規定により事業委託を取り消した場合において、その取消しにより受託者に損失が生じて、市はその損失を補償しません。

また、受託者は市に対し、一切の補償の請求は行わないこととします。

1.7 その他留意事項

(1) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担となります。

(2) 参加者が、「3 参加資格」の要件を満たさなくなったとき又は参加表明書や提出物に虚偽の記載を行ったとき若しくは審査の公平性を害する行為を行ったときは、当該参加者を失格とし、当該参加者による参加表明及び企画提案を無効とします。

(3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。

(4) 参加表明書及び提出物は返却しません。

(5) 書類の著作権は企画提案者に帰属し、提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者の選定及び企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用することはありません。

(6) 提出された企画提案書のうち、選定された企画提案書は、選定後一定の期間、評価結果とともに公開することがあります。

参加者が非公開を求める場合は、その旨を企画提案書に記載してください。

ただし、公平性、透明性、客観性を期する必要がある場合は、この限りではありません。

(7) 企画提案書作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表又は使用することはできません。

(8) 参加者が1者のみであった場合でも、本提案公募を有効として取り扱います。

1.8 公募要領関係資料

No.	資料名
1	令和7年度高松市シティプロモーション人的ネットワーク運営支援業務委託提案公募要領

No.	資 料 名
2	令和 7 年度高松市シティプロモーション人的ネットワーク運営支援業務委託提案仕様書
3	参加表明書（様式第 1 号）
4	会社概要書（様式第 2 号）
5	業務実施体制及び実績調書（様式第 3 号）
6	業務責任者予定者経歴書（様式第 4 号）
7	辞退届（様式第 5 号）
8	質問及び回答書（様式第 6 号）
9	企画提案書（鑑）（様式第 7 号）
10	見積書（様式第 8 号）
11	令和 7 年度高松市シティプロモーション人的ネットワーク運営支援業務委託提案公募選定基準